

令和6年能登半島地震にかかる災害復旧資金に関する概要 (医療貸付事業)

令和6年能登半島地震の被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

令和6年能登半島地震により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建 築 資 金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～90%

- ・ 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- ・ 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
建 築 資 金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》7.2億円までは無利子 7.2億円超の部分は基準利率▲1.4% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5%
機械購入資金	《当初3年間》7.2億円までは無利子 7.2億円超の部分は基準利率▲0.9% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.8%
長期運転資金	《当初3年間》7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準利率▲0.9% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.8%

- ・ 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- ・ 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間中は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間（据 置 期 間）

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長39年	最長30年	最長30年
据置期間	最長3年	最長3年	最長3年

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長8年	最長5年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長13年	最長10年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

令和6年能登半島地震の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年6か月以内となります。

Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和6年能登半島地震により被害を受けたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

本部 医療審査課 融資相談係 TEL03-3438-9937 Fax03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

顧客業務部 顧客業務課 TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248